



福智町 公告第 155 号

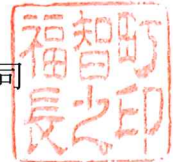
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により農業振興地域整備計画の一部を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。なお、変更する理由は別紙のとおりである。

市町村農業振興地域整備計画の案に対し、当該市町村の住民は下記3により意見を提出することができる。同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により行う農業振興地域整備計画決定の公告にあわせ、当該意見の要旨及び処理の結果についても公告する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年1月26日の翌日から起算して、15日以内に市町村に申し出ることができる。

令和7年12月26日

福智町長 黒 土 孝 司



1 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7年12月26日

至 令和 8年 1月26日（30日間）

※期間の末日が閉庁日に当たるため翌開庁日までとする。

2 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

福智町役場 農政課

3 意見の記載内容

（1）意見書の提出先 福智町役場 農政課

（2）意見書の提出方法 意見を記載した書面を郵送又は持参により提出

（3）意見書の提出期限（公告の日の翌日から起算して30日の縦覧期間の間）

（4）意見提出の注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外には提出することは出来ない

イ 意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、

法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場

合は、公表の際に当該箇所を伏せて対応するものとする。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、福智町農業振興地域整備計画の公告時に、

意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(5) 異議申し出の注意事項

異議の申し出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申し出をするときは、異議申出書には次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申し出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議申し出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申し出の趣旨及び理由
- ・ 町の異議申し出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申し出の年月日